

**足立区における特別支援教育の在り方について
(報告)**

**平成18年7月31日
足立区特別支援教育検討委員会**

目 次

はじめに	1
第1章 足立区の特別支援教育推進の方向性	3
1. 足立区教育委員会の教育目標	
2. 特別支援教育の理念と基本的な考え方	
3. 特別支援教育全体構想	
第2章 足立区における心身障がい教育の現状と課題	5
1. 心身障がい学級の児童・生徒の現状と課題	
(1) 心身障がい学級の児童・生徒の状況	
(2) 心身障がい学級の設置状況と課題	
(3) 心身障がい学級と通常の学級との連携	
2. 各学校の状況	
(1) 通常の学級における特別な配慮を要する児童・生徒の状況	
(2) 校内の支援体制	
(3) スクールカウンセラーの配置と相談状況	
(4) 不登校児童・生徒の状況	
3. 区立教育相談センターでの相談状況	
(1) 一般相談(来所相談)	
(2) 研究相談(学校・教員からの相談及び学校支援)	
(3) 学校訪問相談員の派遣	
(4) 就学相談	
4. 養護学校等との連携の状況	
(1) 都立盲・ろう・養護学校等への区民在籍者数	
(2) 都立盲・ろう・養護学校との連携の状況	
5. 教職員の研修の状況	
第3章 小・中学校における教育体制の整備	13
1. 学校における教育体制の基本的な考え方	
2. 校内委員会の整備・充実	
(1) 校内委員会の役割	
(2) 校内委員会の組織及び構成	
3. 特別支援教育コーディネーターの指名と資質向上	
(1) 特別支援教育コーディネーターの役割	
(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上	

(3) 校内研修会の充実	
4 . 関係機関との連携	
(1) 特別支援教育連絡会との連携	
(2) 都立盲・ろう・養護学校(特別支援学校(仮称))との連携	
(3) 大学との連携	
第4章 足立区における総合的な教育体制の整備	16
1 . 特別支援学級(仮称)の設置・転換	
2 . 特別支援学級(仮称)の在り方	
(1) 特別支援学級(仮称) (固定的な教室)	
(2) 特別支援学級(仮称) (拠点的な教室)	
(3) 特別支援学級(仮称) (巡回による指導)	
3 . 通常の学級における教育	
(1) 通常の学級への支援体制及び指導の充実	
(2) 大学との協働の構築	
4 . 特別支援指導委員会、専門家訪問相談	
(1) 特別支援指導委員会の役割	
(2) 専門家訪問相談の役割	
5 . 特別支援教育連絡会の整備	
6 . 地域とのかかわりの充実	
(1) 障がいのある児童・生徒の地域とのかかわり	
(2) 都立盲・ろう・養護学校(特別支援学校(仮称))とのかかわり	
(3) 地域指定校、副籍	
第5章 特別支援教育における教育内容の充実	23
1 . 児童・生徒に応じた教育課程の編成	
2 . 個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実	
第6章 総合的な支援体制の確立に向けて	24
1 . 特別支援教育連絡会との連携	
2 . 就学相談の充実	
3 . 在学中の相談体制の整備	
第7章 教職員の専門性及び資質の向上	29
1 . 特別支援教育に関する研修・研究の充実	
2 . 校内研修及び合同研修の充実	

3 . 「 L D ・ A D H D ・ 高機能自閉症等の特性と指導・支援～特性に応じた指導・支援マニュアル～」の活用と充実	
第 8 章 児童・生徒及び保護者・区民の理解啓発	3 0
1 . 児童・生徒の理解啓発	
2 . 保護者・区民の理解啓発	
第 9 章 特別支援教育における個人情報の取扱いについて	3 1
1 . 校内での取扱い	
2 . 小・中学校と支援機関との取扱い	
3 . 個人情報に対する意識	
第 10 章 特別支援教育の推進にかかる今後の検討課題	3 2
1 . 「特別支援教室(構想)」の実現に向けて	
2 . L D ・ A D H D ・ 高機能自閉症等の児童・生徒に対する具体的な指導内容・方法について	
3 . 個別の教育支援計画及び個別指導計画について	
4 . 特別支援教育コーディネーターの在り方について	
5 . 就学相談・指導の在り方について	
用語の説明	3 3
参考資料	3 6
・ 足立区特別支援教育検討委員会設置要綱	
・ 足立区特別支援教育検討委員会委員名簿	
・ 足立区特別支援教育検討委員会専門部会名簿	
・ 足立区特別支援教育検討委員会等の審議経過	
・ 特別支援教育委員会要綱(案)	
・ 個別指導計画様式等	
・ 就学支援シート様式等	

はじめに

足立区では、「足立区基本計画」及び「足立区地域保健福祉計画」を策定し、障がい者が安心して暮らし続けられる社会をつくることを目標に掲げ、障がい者とともに生きる社会の創造を図っている。

また、足立区教育委員会においては、人権尊重の精神に基づいて、生涯学習の推進、家庭・学校・地域の教育力の充実及び障がいのある児童・生徒の指導・援助の充実を推進している。

我が国の社会は、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互の人格と個性を尊重し支えあう共生社会に移行しつつある。

国は、障がいのある児童・生徒の教育については、平成13年10月に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下「国の協力者会議最終報告」という。）を発表した。この国の協力者会議最終報告において、「障がいの種類や程度に応じた特別な場で指導を行う『特殊教育』から、通常の学級に在籍するLD（注1）・ADHD（注2）・高機能自閉症等（注3、4）の児童・生徒を含め、障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図るとともに、その推進体制を整備すること」という基本的な方向が示された。

また、平成14年12月に、新しい「障害者基本計画」が閣議決定され、これに基づいて「重点施策実施5か年計画」の中で、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別なニーズのある子どもについて適切に対応することが基本方針として盛り込まれた。

さらに、平成16年12月、発達障がいに関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援等を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月1日に施行された。発達障がい者に対する総合的な支援の充実が重要な政策課題となっている。（注5）

これを受けて国は、平成16年2月に中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育特別委員会」を設置し、平成17年12月8日に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（以下「中教審の答申」という。）を発表し、学校制度等の在り方についての検討結果を示した。

一方、東京都は平成14年6月に「東京都心身障害教育改善検討委員会」を設置し、平成15年12月の「これからの東京の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下「東京都の最終報告」という。）を発表し、東京都において特別支援教育を推進していくことを示した。

こうした状況の中で、足立区は、平成16年12月に都立養護学校長、区立小・中学校長の代表、教育委員会事務局、衛生部及び福祉部の代表などによる「足立区特別支援教育検討委員会」を設置し、足立区における特別支援教育の基本的な方向性について検討を重ねてきた。

なお、具体的な課題を検討するために、以下のとおり3つの専門部会を設置した。

第一部会「エリア・ネットワーク・特別支援プロジェクト等専門部会」で検討した主な課題は、特別支援プロジェクトについて（地域の教育・福祉・医療・労働等の関係者で形成する乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制） エリア・ネットワークについてであった。

第二部会「特別支援教育体制整備等専門部会」で検討した主な課題は、校内委員会、特別支援教育コーディネーター、特別支援教室の在り方についてであった。

第三部会「特別支援教育における教育内容・方法、副籍制度等専門部会」で検討した主な課題は、児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成、個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実、交流教育の充実と副籍制度についてであった。

平成18年3月28日に、それまでの検討の結果をまとめ、「足立区における特別支援教育の在り方について」（検討素案）（以下「足立区の検討素案」という。）として公表した。

公表後、「足立区の検討素案」に対して広く意見募集を行い、幅広く区民各位からの意見を徴した。

さらに、平成18年6月の国会で改正学校教育法が成立し、平成19年4月1日施行となる。小・中学校等においてLD・ADHD等を含む障がいのある児童・生徒等に対して適切な教育を行う、特別支援教育の推進が規定された。

それらを参考に更に検討を重ね、このたび、本報告をまとめた。

平成19年度から、特別支援教育が着実に推進されることを強く期待するとともに、今後は、足立区特別支援教育推進計画を策定することを提案する。

【特別支援教育とは】

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めて、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

第1章 足立区の特別支援教育推進の方向性

1 足立区教育委員会の教育目標

足立区教育委員会は、区民との協働による生涯にわたる学びを支えるしくみを整え、以下の教育目標を定め、その実現に向けた教育施策を総合的に推進していきます。

思いやりの心と規範意識をもつ、社会に貢献する人を育てる
自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人を育てる
心身ともに健やかな、夢や希望を実現する自立した人を育てる

2 特別支援教育の理念と基本的な考え方

「特別支援教育」とは、従来の心身障がい教育の対象の障がいに加えて、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥／多動性障がい）・高機能自閉症等を含む障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

学校全体で特別支援教育を推進することが、いじめや不登校を未然に防止する効果が期待されるとともに、障がいの有無にかかわらず、当該学校における児童・生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成に資するものと言える。

足立区は、障がいのある子どもたちが、地域社会で自立して生活をしていくことを目標に、就学前から中学校卒業後までの一貫した教育体制の構築を目指すとともに、幼児・児童・生徒及び保護者、教職員をはじめとして、区民への理解啓発活動を進め、特別支援教育を推進する。

3 特別支援教育全体構想（4頁）

第2章 足立区における心身障がい教育の現状と課題

足立区は、障がいのある児童・生徒の教育を行うため、心身障がい学級として知的障がい学級、弱視学級、難聴学級、言語障がい学級、情緒障がい学級などの教育の場を設置してきた。それぞれの学級では、障がいの状態や特性などを把握し、児童・生徒がもっている能力を十分に発揮できるよう、そして楽しく学校生活ができるよう教育内容・方法の充実に努めてきた。

しかし、障がいのある児童・生徒数は増加傾向にあるとともに、通常の学級においては、LD等の特別な教育的支援を要する児童・生徒への教育的対応が課題となってきたりしている。

1 心身障がい学級の児童・生徒の現状と課題

(1) 心身障がい学級の児童・生徒の状況

児童・生徒数

固定の心身障がい学級として知的障がい学級を25校に設置し、358名の児童・生徒が通学している。また、通級指導の心身障がい学級として弱視学級を1校、難聴学級を3校、言語障がい学級を3校、情緒障がい学級を4校に設置し、295名の児童・生徒が通級している。

図表1-1 心身障がい学級（固定・通級）の設置学校数・学級数・在籍数

(平成18年5月1日現在)

	障がい種別	学校区分	学校数(校)	学級数(学級)	在籍数(人)
固定学級	知的障がい学級	小学校	17	35	213
		中学校	8	21	145
小計			25	56	358
通級指導学級	弱視学級	小学校	1	1	10
	難聴学級	小学校	3	3	13
	言語障がい学級	小学校	3	7	114
	情緒障がい学級	小学校	2	9	78
		中学校	2	9	80
小計			11	29	295
合計			36	85	653

児童・生徒数の年度別推移

心身障がい学級に在籍する児童・生徒数は、[図表 1 - 2] のとおり年々増加し、平成 18 年 5 月には、固定、通級指導を合わせて、約 650 名となっている。

図表 1 - 2 心身障がい学級の児童・生徒数の年度別推移

(平成 18 年 5 月 1 日現在)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
小・知的障がい学級	129	138	137	144	139	150	164	171	189	190	213
中・知的障がい学級	86	89	89	89	84	94	93	87	90	124	145
小 計	215	227	226	233	223	244	257	258	279	314	358
弱 視 学 級	6	5	6	8	8	8	7	6	6	6	10
難 聴 学 級	19	13	15	19	21	18	18	14	15	15	13
言語障がい学級	62	56	64	62	71	85	78	86	97	110	114
小・情緒障がい学級	38	40	39	43	51	49	45	60	65	70	78
中・情緒障がい学級	29	36	38	32	25	28	25	30	37	61	80
小 計	67	76	77	75	76	77	70	90	102	131	158
合 計	369	377	388	397	399	432	430	454	499	576	653

(2) 心身障がい学級の設置状況と課題

心身障がい学級の設置状況

足立区では [図表 1 - 3] のように、固定及び通級指導の心身障がい学級を延べ 36 校に設置し、平成 18 年度は 85 学級をおいている。

足立区における心身障がい学級設置校数の割合は、小学校で約 31%、中学校で約 27% となっており、配置状況は、[図表 1 - 4] のとおりである。

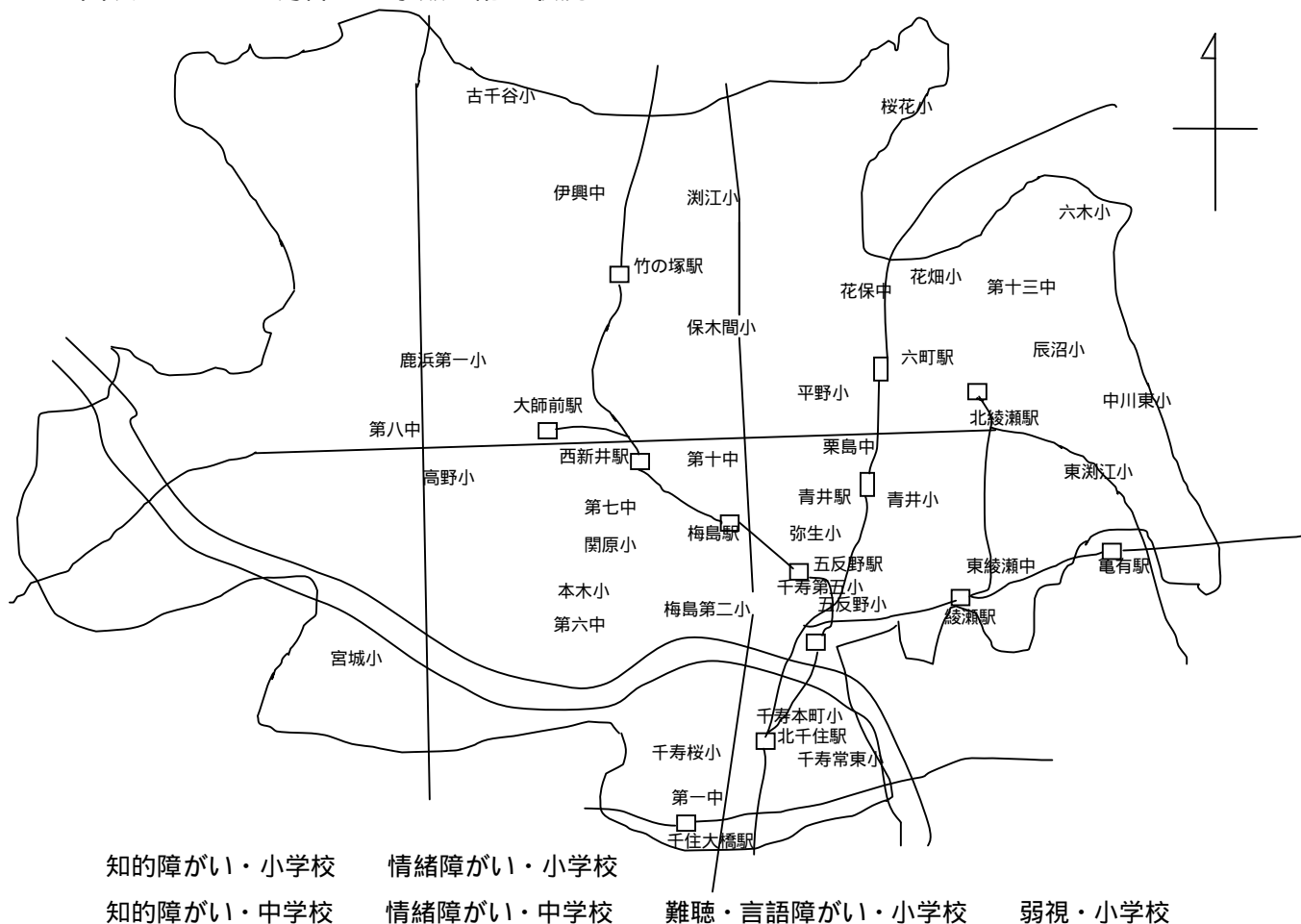
今後、心身障がい学級の設置については、児童・生徒の教育的ニーズを見据えつつ、適切に進めていくことが求められる。特に情緒障がい学級については、児童・生徒数の増加や新たな教育的ニーズに対応するため、増設を検討していくことが必要である。

図表 1 - 3 心身障がい学級の設置状況

(平成 18 年 5 月 1 日現在)

	小 学 校	中 学 校
延設置校数	26 校	10 校
実設置校数	23 校	10 校
学 級 数	55 学級	30 学級
総学校数	72 校	37 校
総学級数	1,080 学級	443 学級
設置割合	31.9%	27.0%

図表 1 - 4 心身障がい学級の配置状況



(3) 心身障がい学級と通常の学級との連携

心身障がい学級と通常の学級との交流は、主として運動会や学芸会等の学校行事や児童集会などが中心で進められている。また、遠足や宿泊行事において、通常の学級の児童と積極的にグループ行動を共にする等、体験的な交流活動を図っている学校もみられる。その他、音楽等の時間に個に応じて子どもが通常の学級で学ぶ等の授業交流もみられる。こうした交流活動は、心身障がい学級の児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てていく上で大きな意義がある。通常の学級の児童・生徒にとっても、豊かな人間性を培っていく上で大きな意義があり、今後、より一層推進していく必要がある。

2 各学校の状況

(1) 通常の学級における特別な配慮を要する児童・生徒の状況

平成14年に国が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、LD等により学習や生活面で特別な支援を要する児童・生徒が6.3%程度の割合で存在する可能性が示された。

また、東京都教育委員会が平成15年7月から9月にかけて実施した「通常の学級に在籍する児童・生徒の学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等に対応した教育的支援に関する研究」にかかわる調査によれば、知的に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合は、4.4%であった。

同調査における足立区の割合は、約5%であった。

(注：これらの調査結果は、医師等の診断を経たものでないため、直ちにこれらの障がいと判断することはできず、あくまでも可能性を示したものである。足立区の支援が必要な児童・生徒数の把握については、今後、各学校の校内委員会等(後述)の整備が進み、児童・生徒の実態把握が進んでいくものとする。)

こうした児童・生徒は現在、通常の学級の中で何らかの困難を感じており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適時・適切な支援を進めることが学校教育における喫緊の課題となっている。

(2) 校内の支援体制

特別な教育的支援を要する児童・生徒の指導については、小・中学校の学級担任が一人で抱えることなく、学校全体で対応していく必要があり、その機能を担う組織として校内委員会を置く必要がある。足立区においては、平成17年7月に、校内組織として校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するよう、全区立小・中学校に通知した。

平成18年度中には、区内全小・中学校に校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されることになるため、今後、その機能の充実が求められる。

(3) スクールカウンセラーの配置と相談状況

区内全中学校に東京都のスクールカウンセラーが配置されている。小学校については、指定校を定めて区独自に平成18年度までで28校配置している。

スクールカウンセラーは、児童・生徒の心の発達の促進、学校の教育相談体制の確立、教育環境の改善を目的として配置している。その内容は、児童・生徒や保護者を対象に面接相談を中心とした活動、教員への助言及び援助活動を主に行っている。

また、発達と障がい等にかかわる相談など特別な配慮を要する児童・生徒にかかわる相談、カウンセリング等の機会をとらえての情報収集による事前の問題解決を図る等の活動も行っている。今後は、平成20年度までに全小学校への配置を目指している。

スクールカウンセラーの相談・配置状況は、「図表2-1」のとおりである。

図表2-1 スクールカウンセラーの相談・配置状況

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
小学校配置校数		4校	7校	7校	7校
中学校配置校数		24校	38校	37校	37校
延べ相談回数		8,236回	12,899回	13,520回	13,217回
相談内容	心と行動にかかわる相談	4,646回	5,857回	8,407回	8,376回
	発達と障がいにかかわる相談	258回	267回	737回	739回
	その他の相談	3,332回	6,775回	4,376回	4,102回

(4) 不登校児童・生徒の状況

足立区における不登校の状況は、「図表2-2」のとおりである。

不登校児童・生徒の中には、LD等の発達障がい起因して不適応を起している場合がある。これらの児童・生徒は、学校全体で特別支援教育を推進することにより、不登校を未然に防止する効果が期待できると思われる。

図表2-2 不登校児童・生徒の数

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
小学校	98人	80人	84人	88人	91人
中学校	384人	342人	358人	334人	345人
合計	482人	422人	442人	422人	436人

(注) 学校基本調査に基づく通算30日以上長期欠席者の中から、不登校を理由とする児童・生徒数

3 区立教育相談センターでの相談状況

(1) 一般相談（来所相談）

竹ノ塚、綾瀬、鹿浜の3カ所に教育相談室を設置し、教育・心理の専門相談員が区内在住の児童・生徒や保護者からの相談に応じるとともに、相談状況により、学校や家庭を訪問しその協力によって解決にあたり、医師の診察・心理検査・他の関係機関へ紹介等を行っている。

教育相談室における来所相談の状況は、「図表3-1」のとおりである。

図表3-1 教育相談室における来所相談の状況

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
延べ相談回数		13,492回	14,194回	14,521回	14,438回	13,600回
相談内容	心と行動にかかわる相談	8,812回	8,779回	9,048回	8,733回	7,389回
	発達と障がいにかかわる相談	2,540回	2,424回	3,081回	3,577回	3,554回
	その他の相談	2,140回	2,991回	2,392回	2,128回	2,657回

(2) 研究相談（学校・教員からの相談及び学校支援）

相談内容は、教員自身のメンタルヘルスに関するものから、児童・生徒の問題行動、学級経営の困難さ等多岐にわたっている。これらの相談は、電話や面談で解決するものもあるが、重度・複雑化した困難ケースのため担任や学校全体の努力だけでは解決しがたい場合があり、随時、教育相談員や専門家を学校に派遣して学校を側面から支援している。

研究相談における相談の状況は、「図表3-2」のとおりである。

図表3-2 研究相談における相談の状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
延べ相談回数	217回	447回	245回	220回	248回

(3) 学校訪問相談員の派遣

区内特定の小学校に教育相談室の教育相談員（心理）を定期的に派遣し、児童や保護者への教育相談、教職員への助言・支援を行い、学校の教育相談機能の充実・体制の確立を援助している。平成17年度は、6校に派遣している。今後は、スクールカウンセラー制度と統合する。

(4) 就学相談

障がいのある子どもが適切な教育を受けることができるように、就学相談を実施している。また、各分野の専門家により、一人ひとりの子どもの障がいや発達の状態に応じて、最もふさわしい教育の場を総合的に判断する「就学指導委員会」を運営している。

就学相談の受付の状況は、「図表3-3」のとおりである。

図表3-3 就学相談における受付件数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
小学校入学児童	103件	83件	71件	98件	87件	81件
中学校進学児童	53件	48件	37件	47件	72件	56件
小学校転学児童	94件	73件	102件	97件	119件	110件
中学校転学生徒	18件	16件	29件	37件	63件	74件
総計	268件	220件	239件	279件	341件	321件

4 養護学校等との連携の状況

(1) 都立盲・ろう・養護学校等への区民在籍者数

足立区に在住している児童・生徒で養護学校等に通学している児童・生徒は、[図表4-1]のとおりである。

図表4-1 都立盲・ろう・養護学校等への区民在籍者数(人)

(平成18年5月1日現在)

	盲学校	ろう学校	養護学校		その他 (病弱)	総計
			知的障がい	肢体不自由		
在籍児童・生徒数	16	24	181	98	1	320

(2) 都立盲・ろう・養護学校との連携の状況

足立区内には、南花畑養護学校、城北養護学校、足立養護学校があり、区内の小・中学校との交流活動を進めている。近隣の小・中学校との学校間交流や個別の居住地校交流の他、地域での交流が行われている。また、都立養護学校が主催する研修会に区立小中学校心身障がい学級教員が参加するなど、教員間の交流もみられる。今後は、このような連携をより一層推進していくことが求められる。

5 教職員の研修の状況

教育委員会では、平成17年度は[図表5 - 1]のような心身障がい教育、特別支援教育についての研修を行い、教職員の理解啓発を進めてきた。

足立区心身障がい教育協議会においても研修会が行われているが、盲・ろう・養護学校で行われる研修会に参加する教員もいる。また、校内研修会等でも特別支援教育についての研修を行う学校が増えてきている。教育相談センターが専門講師を派遣している教育相談の校内研修会は、平成17年度は延べ70回実施された。

今後、特別支援教育への移行にあたっては、これまで心身障がい教育とかかわりの薄かった教職員を含めて、計画的、体系的な研修体制を整備・実施して教職員の理解啓発や専門性、資質の向上を図っていくことが必要である。

図表5 - 1 心身障がい教育、特別支援教育にかかわる研修の状況

	研修会名	対 象	内 容
1	初任者研修 教育相談の基礎	初任者・新規採用教員	特別支援教育の概要 発達障がいの理解と指導
2	心身障がい教育研修会 (基礎講座)	幼・幼保・小・中、園・校長、副校長、主幹、教員等	心身障がい教育の基礎 特別支援教育への心構え 個別指導計画作成等
3	心身障がい教育研修会 (専門講座)	幼・幼保・小・中、園・校長、副校長、主幹、教員、 心身障がい学級担当教員等	発達障がいの具体的指導法の検討等
4	教室で生かす教育相談 基礎研修会	幼・幼保・小・中、園・校長、副校長、主幹、教員等	発達障がいの理解と指導 事例検討
5	特別支援教育研修会	校長、副校長、主幹、教員、 その他希望者	特別支援教育についての講演会とシンポジウム
6	特別支援教育研修会	校長、副校長、主幹、教員、 その他希望者	特別支援教育コーディネーターの役割についての講演

第3章 小・中学校における教育体制の整備

1 学校における教育体制の基本的な考え方

各小・中学校は、平成18年度中には校内支援体制を整備することを目標として、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名を進めている。

また、学校によっては、教育相談センターや関係機関からの助言を得たり、心身障がい学級設置校では、心身障がい学級の教員から助言を得たりするなどして指導を進めている。

しかしながら、各学校においては、特別な配慮を要する児童・生徒の早期の実態把握と理解及び支援の方策の具体化、学級担任への支援、個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実、校内研修の充実、専門家・関係機関との連携、保護者との相談等の充実に課題がある。

こうした課題に学校全体で対応するため、校内委員会を速やかに整備し、そして充実を図り、特別支援教育コーディネーターの指名と資質向上を進めるとともに、学校外からの支援体制の確立等を推進する。

2 校内委員会の整備・充実

(1) 校内委員会の役割

校内委員会の基本的な役割は、特別な配慮を要する児童・生徒の実態把握、支援の計画立案、全職員の共通理解を図るための校内研修の推進、関係機関との連携の推進である。

以上のような内容をもとに、学校規模、心身障がい学級の設置の有無、児童・生徒の状況、地域の特性等を考慮し、各学校における校内委員会の役割を明確にし、学校ごとの「学校特別支援教育委員会要綱(仮称)」を制定し校務分掌として位置付け、児童・生徒への支援を進めていく必要がある。

(2) 校内委員会の組織及び構成

校内委員会は、新たに設置する方法の他に、従来の既存の校内組織に校内委員会の機能をもたせて拡大する方法や整理・統合して設置する方法など、各学校の実情を考えて設置することが必要である。

校内委員会の構成員は、特別支援教育コーディネーターを中心に、校長、副校長、主幹、教務主任、生活指導主任、教育相談主任、通級指導学級担任教員、固定学級担任教員、養護教員、対象の児童・生徒の学級担任教員、学年主任、スクールカウンセラー、などが考えられ、各学校の状況に応じて構成する。

3 特別支援教育コーディネーターの指名と資質向上

校内委員会の運営の中心になるキーパーソンとして、学校長は特別支援教育コーディネーターを指名し、校内の職員や、校外の専門家・関係機関との連絡調整や保護者との連絡窓口となる仕組みを整備し、校務分掌に明確に位置付けることが必要である。

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターの役割は、以下の内容を基本とする。

校内の関係者や関係機関との連絡調整

校内委員会の推進役として、担任と一緒に児童・生徒を理解し、支援体制を模索し、校内の関係者や医療、福祉等関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを行い、個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成へ参画する。

また、校内研修会の企画・実施・評価も行う。

外部の関係機関との連絡調整などの役割

校内での適切な教育的支援につながるよう教育委員会に設置されている専門家訪問相談や特別支援指導委員会との連携を図る。

また、福祉、保健等の関係機関から情報を得て一貫性のある相談・支援をしていくために、足立区特別支援教育連絡会(第6章で説明)(特別支援プロジェクト・チーム(注6))との連携を図ることが必要である。

保護者に対する相談窓口

担任と特別支援教育コーディネーターが連絡を取り合うことを保護者に説明し、担任とともに組織的・継続的に保護者を支援することへの理解を得ることが必要である。保護者と話し合いながら、状況を整理し、家庭、学校、関係者が共通理解をしながら、それぞれの立場でできることを考え、一貫性のある対応策を導き出せるようにする。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

特別支援教育コーディネーターには、学校全体、そして地域の盲・ろう・養護学校や関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる人材を選ぶことが望ましい。

特別支援教育コーディネーターに対しては、教育委員会が定期的に研修会等を実施する。また、国や都で行われている養成研修等への積極的参加により、その資質の向上を図る。さらに、他校の特別支援教育コーディネーターとの連携体制を構築し、各学校における活動を充実させる。

(3) 校内研修会の充実

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への指導を校内で適切に行うためには、教員の十分な共通理解とLD、ADHD、高機能自閉症等の基本的知識や理解が欠かせな

い。そのために、校内研修会を組織的に活用し、教員の意識改革や特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する指導力を高めていかなければならない。

特別支援教育コーディネーターや研修主任、研修推進委員長が中心となって、校内における研修体制を整備していく必要がある。

4 関係機関との連携

小・中学校は、広い視野をもって、専門家や医療、福祉等の関係機関との連携を推進していく必要がある。そのために、下記の機関との連携の仕組みづくりを早急にすすめていく必要がある。

(1) 特別支援教育連絡会との連携

足立区は、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制として、足立区特別支援連絡会の整備を推進していく。(第6章で説明)

各小・中学校は足立区特別支援教育連絡会と連携して「個別の教育支援計画」(注7)を作成し、児童・生徒への指導及び支援を進めて行くことが必要である。

(2) 都立盲・ろう・養護学校(特別支援学校(仮称))との連携

「東京都の最終報告」では、エリア・ネットワーク構想(注8)が提言され、足立区エリアのセンター校は南花畑養護学校である。センター校は、地域の特別支援教育の中核的機関として、小・中学校と日常的な連携であるパートナーシップを形成し、教員研修、相談、就学後の相談・支援、進路指導、指導内容・方法など支援体制を構築する方向である。

小・中学校は、センター校の特別支援教育コーディネーターと連携し、エリア・ネットワークを活用して専門家や特別支援学校(仮称)の教員の巡回相談・指導を依頼し、個別指導計画を作成し、児童・生徒への指導及び支援を進めていく必要がある。

(3) 大学との連携

小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に適切に対応するためには、保健・医療等の関係機関や、大学及び民間機関との連携を図りながら教育内容・方法の充実を図っていく必要がある。

リーディングプロジェクトとして、文教大学と足立区教育委員会は、平成18年3月31日協定を結び、特別な支援を必要とする児童・生徒への教育内容・方法等について、大学等の研究者及び学生と小・中学校教員の交流等の実施により、共同研究を進めている。

第4章 足立区における総合的な教育体制の整備

1 特別支援学級（仮称）の設置・転換

足立区においては、知的障がいのある児童・生徒を対象に固定の心身障がい学級を設置し、一定の小集団の安定した人間関係の中で、教育活動を進めてきた。

また、通常の学級に在籍する視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、情緒障がいのある児童・生徒を対象に、通級指導の心身障がい学級を設置し、通常の学級の児童・生徒との関係を継続しながら、専門的な指導を進めてきた。

足立区における特別支援教育の推進にあたっては、このような心身障がい学級における取組みをふまえ、心身障がい学級から特別支援学級（仮称）への移行を円滑に進める必要がある。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成18年3月31日に公布され、平成18年4月1日から施行された。このことにより、LD及びADHDの児童・生徒が通級による指導の対象となった。あわせて、情緒障がいの分類を整理し、自閉症等の者が独立して規定された。

また、平成18年6月学校教育法が一部改正になり、平成19年4月1日施行となる。

盲・ろう・養護学校は、障がい種別を超えた特別支援学校に一本化となり、特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障がいのある児童・生徒等の教育について助言援助に努めることとなる。

さらに、特殊教育が特別支援教育に改められた。

一方、小・中学校等においては、LD及びADHD等を含む障がいのある児童・生徒等に対して適切な教育を行うことが規定された。

なお、特別支援学級（仮称）への転換及び特別支援学級（仮称）での教育を受ける児童・生徒の在籍等については、東京都の動向をふまえ、さらに検討を継続する。

2 特別支援学級の在り方

（1）特別支援学級（仮称）（固定的な教室）*中教審では特別支援教室

現在、固定の心身障がい学級（知的障がい学級）は、小学校17校、中学校8校設置しており、障がいのある児童・生徒が一定の集団を形成して社会性をはぐくみ、安定した人間関係の中で成長することを可能とする成果をあげてきた。これらの教育の役割と成果を継承しつつ、国の法改正（注9）及び東京都の動向等を踏まえ、これらの学級を、特別支援学級（仮称）（固定的な教室）とすることが必要である。

この教室では、固定的に配置された教員が、知的障がいなど同じ障がいのある複数の児童・生徒を対象に、固定的な小集団で、週のほとんどの時間の指導を行う。固定的に配置された教員は、学校生活における児童・生徒や保護者の中心的支援者となる。

また、特別支援学級（仮称）に在籍する児童・生徒の個別指導計画に基づき、通常

の学級との交流及び共同学習を行うなど、一人ひとりの児童・生徒に応じた柔軟な指導体制を構築していく。この際には、特別支援学級（仮称）を担当する教員と専門家等とが密接な連携を図る必要がある。

また、固定的な特別支援学級（仮称）の児童・生徒の中で、重複障がいのある児童・生徒に対しては、個別の教育的ニーズに応じて特別支援学級（仮称）との連携ができるような体制を整備することなどを検討していく。

（２）特別支援学級（仮称）（通級による教室）*中教審では特別支援教室

現在、区内に通級指導学級は、小学校９校（弱視学級１、難聴学級３、言語障がい学級３、情緒障がい学級２）、中学校２校（情緒障がい学級２）設置しており、地域や通常の学級の児童・生徒との関係を継続しながら、専門的な指導を受けることを可能にするなどの成果をあげてきた。これらの教育の役割と成果を継承しつつ、国の法改正（注９）及び東京都の動向等を踏まえ、これらの学級を、特別支援学級（仮称）（通級による教室）とすることが必要である。

この教室では、固定的に配置された教員が、通常の学級に在籍する視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、情緒障がい、LD、ADHD、高機能自閉症等、それぞれの障がいに応じて通級してくる児童・生徒を対象に、専門的な施設・設備を備えた教室で、小集団あるいは個別に、週の必要な時間指導を行う。担当教員は、児童・生徒が在籍する学級の担任や専門家と連携を図りながら専門的な指導を行う。

なお、足立区では、通級指導学級のうち情緒障がい学級及び言語障がい学級の児童・生徒数が年々増加してきていることや、通学の負担を考慮し、さらに巡回による支援・指導の体制を構築するうえでも、児童・生徒数の将来的な見通しや、教育的ニーズを見据えつつ、計画的に整備・配置を進める。具体的には、現在通級指導学級の無い西部地域への増設が急務である。

（３）特別支援学級（仮称）（巡回による指導）*中教審では特別支援教室

- * 特別支援教室は、個別支援・指導及び巡回指導の場となるものであり、全ての学校に設置することが望まれる。
- * 「国の協力者会議最終報告」の「特別支援教室（仮称）」構想の目指すものは、各学校に、障がいのある児童・生徒の実態に応じて特別支援教育を担当する教員が柔軟に配置されるとともに、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障がいのある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるような弾力的なシステムを構築することである。

少ない指導時間数で足りる児童・生徒については、特別支援学級（仮称）（通級による教室）の担当教員等を含む巡回支援チーム（以下「巡回支援チーム」という。）が

巡回支援し、通常の学級の担任に助言を行ったり、非常勤講師（学習支援講師）による巡回指導を行ったりするなどして、一人ひとりの児童・生徒に応じた柔軟な指導体制を構築していく。

また、巡回による支援・指導を行う場合は、校内委員会で検討し保護者の了解を得た児童・生徒を特別支援指導委員会（後述）で、支援方法の判断及び支援を決定する体制を整備する。校内委員会は、専門家等及び関係機関と密接な連携を図る必要がある。

なお、中教審の最終報告では、今後の検討課題として巡回指導の制度的な位置付け、指導にあたる教員の身分、円滑な実施を確保するための仕組みづくりが提案されている。

巡回による支援・指導の実施に当たっては、新たな人的措置が必要である。

3 通常の学級における教育（22頁）

（1）通常の学級への支援体制及び指導の充実

通常の学級への支援体制は、第3章1及び2で述べているように、まず、各小・中学校が校内委員会を設置し機能を充実させていくことが大切である。そのためには、特別支援教育コーディネーターを校内に位置付け、校内委員会の運営や校内・関係機関との連絡・調整を行い、校内における支援体制の充実を図ることが必要である。

さらに、特別な教育的支援が必要な児童・生徒については、各学校から特別支援指導委員会事務局に巡回支援・指導の申込を行う。その児童・生徒の内、特別支援指導委員会が必要と認めた場合に、巡回支援チームが巡回支援として、児童の観察、巡回指導計画作成、担任と保護者への相談、通常の学級での個別指導計画作成に関する助言を行う。その巡回指導計画に基づき、当該の学級の人的な支援として非常勤講師（学習支援講師）を配置し、教育活動の補完を行う仕組みを、平成18年度区モデル事業を試行しながら、拠点となる特別支援学級（仮称）の増設及び役割の確認を含め、今後の体制整備を進めることが必要である。

こうした、校内や関係機関の協力体制のもと、少人数指導や、個別指導など多様な指導形態を取り入れるなどして、個に応じた指導の充実を図り、基礎学力の定着や学力の伸長及び社会生活適応力の伸長を図ることが重要である。

（2）大学等との協働の構築（第3章4（3）再掲）

「東京都の最終報告」においても指摘されているように、特別支援教育を推進していくにあたっては、大学及び民間の研究機関との連携を図りながら教育内容・方法の充実に努める必要がある。

文教大学と足立区教育委員会は協定を結び、組織的に区の特別支援教育の質の向上を目指すために、協働事業を実施していく。特別な支援を必要とする児童・生徒への指導方法等についての研究及び教育上関心をもつ分野において、交流を行う。例えば、大学の研究者及び臨床心理学専攻の大学院生・特殊教育専修の大学生と、小・中学校の教

員の交流、公開講義の実施、講演会・シンポジウムの共催、研究情報及び資料の交換等の交流を行うものとする。

4 特別支援指導委員会、専門家訪問相談

特別支援教育を進めていくうえで、専門家による指導内容・方法に対する意見や助言及び望ましい教育的対応についての専門的意見等の提示は重要である。

以下の2つの専門家による支援体制の整備を検討していく。

(1) 特別支援指導委員会の役割

特別支援指導委員会は、学校からの申し出に応じてLD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断と対象となる児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的な意見の提示や助言を行う。さらに、巡回支援・指導の決定についての判断も行う。一度LD等の判断がなされた後（判断されなかった場合も含めて）も、定期的な見直しをできるようにしておく。また、判断と助言に基づいた教育的支援が、学校でどのように実施されているのか、どのような効果をあげているのかなどの追跡評価もしていく。

特別支援指導委員会の構成員は、医師、学識経験者、臨床心理士、区教育委員会職員、知的障がい学級や通級指導学級の担当教員、依頼対象児童・生徒の学校長・担任・特別支援教育コーディネーター、特別支援学校特別支援教育コーディネーターが考えられる。必要に応じて福祉関係者、保健関係者、保護者等が参加できるようにする。学校に対して適切な支援を行うためには、校内の窓口となる特別支援教育コーディネーター等との連携とともに、専門家訪問相談員と有機的・効果的に連携協力していくことが大切である。

対象となる児童・生徒の状態や学校のニーズに応じて会議を随時開催できるようにする必要があるので、特別支援指導委員会の事務局が、必要なメンバーを調整して委員会を開催する。

現在、就学相談においては、学校、教育相談、医療機関、幼稚園、保育園等からなる就学指導委員会を設置して進めているが、特別支援指導委員会はこうした委員会との整合性を図りながら、事務局を教育相談センター内におくことなども視野に入れ、具体的な在り方を整備していくことが必要である。

平成18年度区モデル事業を試行しながら、支援方法の判断、巡回支援・指導の決定と終了、指導の経過報告、など特別支援指導委員会の在り方について検討していく。

(2) 専門家訪問相談の役割

専門家訪問相談の目的は、児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、児童・生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童・生徒を支援する者の相談を受け、助言することである。ま

た、支援の実施と評価についても学校に協力することである。

役割としては、次のようなことが求められる。対象となる児童・生徒や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する助言 校内支援体制づくりへの助言 個別指導計画作成への協力 特別支援指導委員会と学校の間をつなぐこと 校内での実態把握の実施への助言 授業場面の観察等である。

専門家訪問相談は、校内の窓口となる特別支援教育コーディネーター等との連携を深めるとともに、特別支援指導委員会と有機的・効果的に連携協力していくことが重要なため、専門家は必要に応じて特別支援指導委員会に参加する。

専門家訪問相談には、医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、特別支援学校（仮称）のセンター校特別支援教育コーディネーター等が考えられる。

平成18年度区モデル事業を試行しながら、専門家訪問相談の依頼方法等の支援体制を整備していくことが必要である。

5 特別支援教育連絡会の整備（第6章で説明）

LD等を含め障がいのある児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行をはかるため、教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づく相談支援体制を整備していくことが必要である。

6 地域とのかかわりの充実

（1）障がいのある児童・生徒の地域とのかかわり

足立区においては、地域のもつ教育力の重要性を認識し、家庭・地域・学校が連携する「開かれた学校づくり協議会」が各学校に設置され、地域とともに子どもを育てる教育を推進している。

障がいのある児童・生徒についても、自分が住んでいる地域社会とのかかわりを深めるようにし、地域とともに子どもを育てる教育を推進していくことが必要である。

現在、NPO法人や民間団体、児童館等が主催する、スポーツ活動など地域活動を通じて自立や社会参加する取組みが行われ、成果をあげている。このような地域の取組みを推進していくことが必要である。

（2）都立盲・ろう・養護学校（特別支援学校（仮称））とのかかわり

「東京都の推進計画」においては、副籍（注10）・地域指定校（注11）について、「都立盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小学校・中学校に副次的に籍をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校への日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのかかわりを維持・継続を図る」という方向が示された。

また、平成16年6月に公布された障害者基本法の一部改正により、「障がいのある

児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流及び共同学習（注 12）を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」旨（第 14 条 3 項）が規定されている。

特別支援学校（仮称）に籍をおく児童・生徒の地域とのかかわりを推進していくため、以下のような取組みを行っていくことが必要である。

特別支援学校（仮称）主催の研修会と区で実施する研修会への教員の相互参加を促進すること

区立小・中学校の教員と特別支援学校（仮称）の教員の相互の学校訪問を促進すること

今後、地域の特別支援教育のセンター校としての機能が求められている特別支援学校から、区立小・中学校が助言・支援を受ける体制を確立すること（例えば、専門家訪問相談や特別支援教育連絡会体制整備、特別支援学校（仮称）高等部の教員が区立中学校を訪問し中学校・高校の円滑な接続を図る体制整備、区が行う就学・転学相談や就学支援体制整備、就労支援に対する支援体制等）

地域の幼稚園、保育園、小・中学校等と特別支援学校（仮称）が日常的な連携体制を構築し、パートナーシップの充実を推進すること

特別支援学校（仮称）に在籍する児童・生徒の、居住する地域の区立小・中学校とのかかわりを深めていくこと（例えば、現在行われている「居住地校交流」（注 13）を充実すること等）

特別支援学校（仮称）との交流及び共同学習を推進していくこと

特別支援学校（仮称）に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校とのかかわりを深めていくために、保護者の了解を得て、学区域の小・中学校に対してその児童・生徒の情報を提供し、さらに小・中学校から当該児童・生徒の家庭へ、学校だよりや行事の案内等を送付していく、などの取組みを進めていくこと

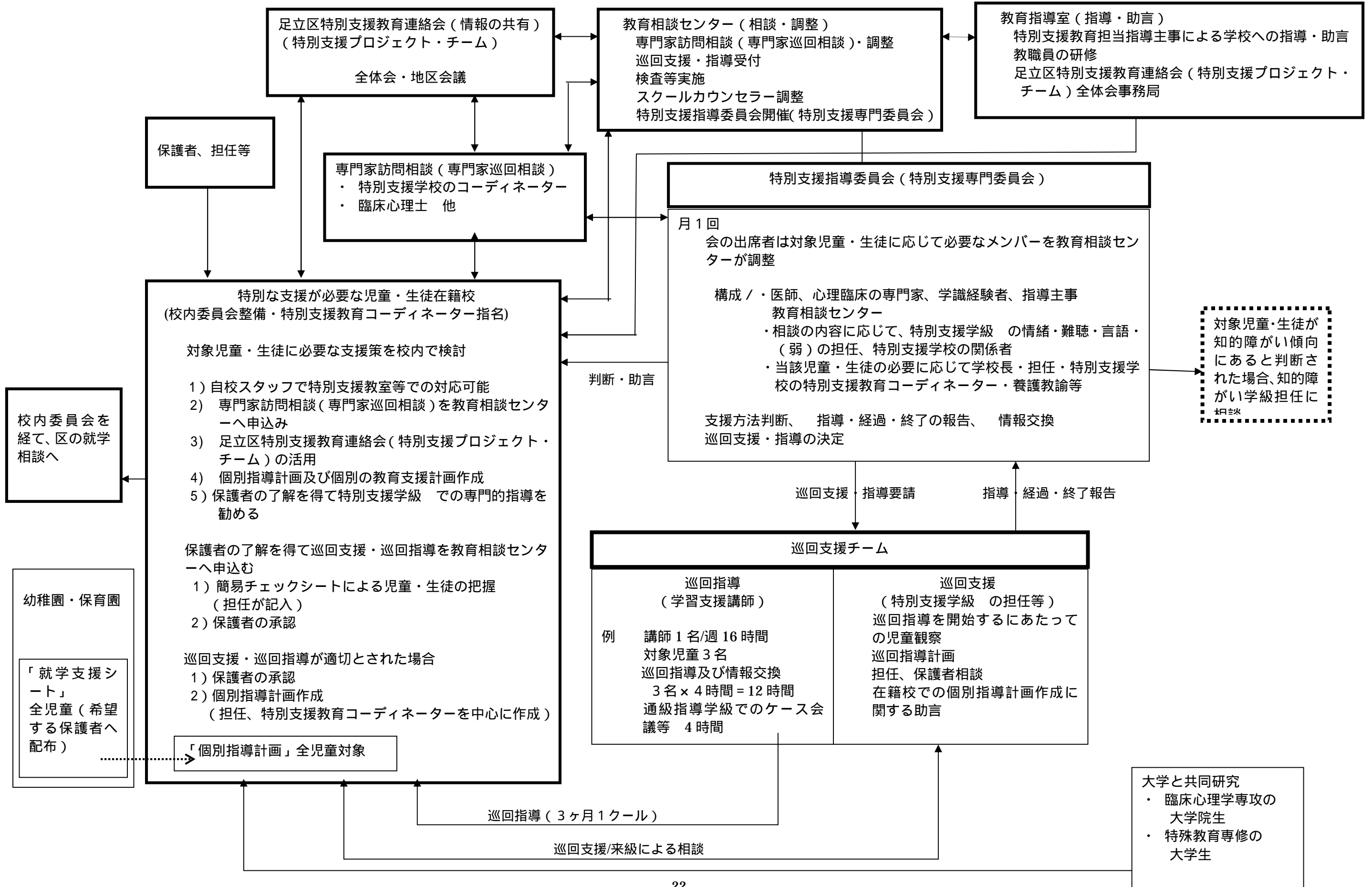
（ 3 ） 地域指定校、副籍

「東京都の最終報告」によれば、「区市町村教育委員会は、副籍を学齢簿に記載し、当該指定校に通知する」とされている。

LD等を含む障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者が、地域と継続的な関係を維持し、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりが自立して社会生活をおくことができるようにしていくことは重要である。

東京都教育委員会が平成 18 年 3 月に報告した「副籍制度の円滑な実施に向けて（ガイドライン試案）」及び現在東京都において進められている副籍モデル事業の成果や課題を生かして、今後策定される「副籍制度ガイドライン（仮称）」を踏まえつつ具体的な実施方法について検討していく。

足立区の通常の学級に対する特別支援教育相談支援システム



第5章 特別支援教育における教育内容の充実

1 児童・生徒に応じた教育課程の編成

特別支援教育においては、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を行うために、「個別指導計画」を作成するとともに、日常の計画的評価に基づき児童・生徒の実態に応じた適切な指導を行うことが必要である。

また、通級学級においては、自立活動を加えているが軽度発達障がい等の指導に関わる視点から指導内容について検討が必要である。これからの国や都の動向や実践研究の成果を踏まえて特別支援教育における教科・評価の内容や編成等を検討する必要がある。

さらに、通常の学級に在籍することから、通常の学級での学習指導との関連性を明確にし、学習内容の連続性や評価の在り方などについても検討する必要がある。

2 「個別指導計画」に基づく個に応じた指導の充実

「個別指導計画」に基づいた指導に当たって、個別の指導や小集団での指導など様々な形態が考えられる。

(1) 通常の学級における「個別指導計画」を作成する教科・領域等

児童・生徒一人ひとりの障がいの程度等が様々である点や全人的な発達と人格の形成を図ること、教科・領域を合わせて指導する等工夫した指導が必要であるので、「個別指導計画」は、教科・領域、障がい等教育活動全般にわたり作成し、通常の学級の担任が記入しやすいようにする。

(2) 指導と評価の一体化

指導の目標や内容に対応した評価を行い、指導と評価の一体化を図る。

(3) 「個別指導計画」の作成者

通常の学級の担任や特別支援教育コーディネーター、特別支援担当者等校内委員会において学校全体で作成する。

(4) 個に応じた指導の充実

基礎・基本の定着

ティーチングアシスタント等を導入するなどして少人数指導、個別指導やグループ指導、習熟に応じた指導、繰り返し指導等により指導を充実させる。

障がいの重度化、重複化、多様化に応じた指導の充実

医療や言語、心理等専門家との連携や指導を導入するなどして、障がいの重度化、重複化、多様化に応じた指導を充実する。

第6章 総合的な支援体制の確立に向けて

障がいのある児童・生徒にかかわる相談や支援については、教育、福祉、保健・医療、労働など様々な機関がかかわっている。現在は、それぞれの機関ごとに相談支援体制を整備し、様々なネットワーク会議等を開催し、その充実に努めている。

例えば、障害福祉センターが「足立区障害者（児）地域サポートネットワーク」「足立区発達支援機関連絡会」、こども家庭支援センターが「要保護児童対策地域協議会」、保健総合センターが「すこやか親子ネットワーク連絡会」「思春期ネットワーク連絡会」、幼稚園・保育園・小学校が「幼・保・小連携ブロック会議」等（27頁参照）、そして教育相談センターも様々な相談支援（第2章で説明）を行っている。しかし、小・中学校と福祉、保健等の関係機関との連携については、十分な状況にあるとはいえない。

平成14年12月に発表された「障害者基本計画」では、乳幼児期から学校卒業までの一貫した総合的な支援計画として「個別の支援計画」の作成が提言され、一方、「国の協力者会議最終報告」では、幼稚園から高等学校段階を対象の中心とした「個別の教育支援計画」の作成が提言された。

今後は、教育、福祉、保健・医療、労働等の関係機関が、それぞれの専門的立場からライフステージに応じた一元的な対応を図ることを目指し、障がいのある子どもとその保護者等に対し、教育的支援を含めた「個別の教育支援計画」を作成・提供していくことが求められている。

足立区は特別支援教育連絡会（特別支援プロジェクト・チーム（注6））の整備を進め、小・中学校は特別支援教育連絡会等関係機関との連携協力体制を構築し、「個別の教育支援計画」を策定し、継続的な支援ができるような体制を整備していく必要がある。

1 特別支援教育連絡会との連携

足立区は、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制として、次の三層構造の特別支援教育連絡会を整備する。（28頁参照）

1層目は、「全体会議」として、関係機関の代表者が構成員となり、関係機関の情報共有と特別支援教育に関する研修等を行う。

2層目は、区内を7つに分けた「地区会議」とする。これは、障がいのある本人や保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加期まで、地域で連続した支援を受けることができるようにするためには、特に福祉サービス（福祉事務所、障害福祉センター、こども家庭支援センター等）とのつながりが大切であることから、福祉事務所管轄エリアを基本として分けたものである。幹事校は、特別支援学級を併設する学校とする方向で、特別支援学級の整備等を含め検討していくことが必要である。

「地区会議」の参加者は、小・中学校、教育相談センター、福祉事務所、障害福祉セ

ンター、こども家庭支援センター、保育園、幼稚園、療育機関、児童相談所、保健総合センター、ハローワーク等関係機関の実務担当者のうち、必要に応じて各地区会議が調整する。各関係機関の情報を共有化し、それぞれが「個別の支援計画」を作成する時に必要に応じて活用する。

3層目は、一番の基礎となる各小・中学校が設置する「校内委員会」である。小・中学校はライフステージの学齢期にかかわる立場から、幼児期と卒業後をつなぐ立場に位置する。そのため、乳幼児期の「療育プログラム」(注15)と学齢期の個別指導計画をつなぐ「就学支援計画」(注16)を特別支援教育連絡会の一員として作成していく。

足立区は、東京都から指定された平成17年・18年度東京都特別支援プロジェクト(就学支援)推進モデル事業において、「就学支援シート」を作成し「就学支援計画」を試行し検証していく。

「就学支援シート」は、保護者が管理するものとして、就学前にかかわった機関、幼稚園・保育園や療育機関、例えば障害福祉センター等が、指導の工夫等学校へ引継事項を記入し、保護者も就学後の生活に関する学校への意向を記入して、保護者が就学先の学校へ直接手渡す方法を試行している。

児童の就学先の小学校は、保護者との個別面接及び必要に応じて関係機関との引き継ぎを実施し、「個別指導計画」を作成し、指導・支援を実施する。

今後は、希望する保護者への「就学支援シート」の配布方法及び学校での活用方法について検討していく。

さらに、小・中学校は、本人・保護者のニーズをもとに、必要な関係機関と連携し支援会議等により、「個別の教育支援計画」「個別の引継ぎ支援計画」(注14)を作成し、継続的に支援が出来るようにしていく必要がある。

2 就学相談の充実

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育において、就学相談は、就学時のみならず就学後を含めて一層重要な役割を担うこととなる。医学、教育学、心理学等の専門家の意見を聴取しながら就学相談を進めているが、今後は、LD等の新たなニーズにこたえるため、より一層、早期からのきめ細かい就学支援が必要である。従来以上に一人ひとりの児童・生徒の障がいの状態を詳細に把握し、専門的、技術的知見に基づいて、総合的かつ慎重に判断することが必要である。

東京都教育委員会が平成18年6月に報告した「特別支援教育推進のための新しい就学支援システムの構築に向けて」及び今後作成される「就学相談の手引き」をふまえて、新しい就学相談の構築の検討・準備を行う必要がある。

3 在学中の相談体制の整備

就学後、学校や保護者が困難を感じ、相談する場合には、スクールカウンセラーや教育相談センター、教育委員会事務局など相談先は様々である。

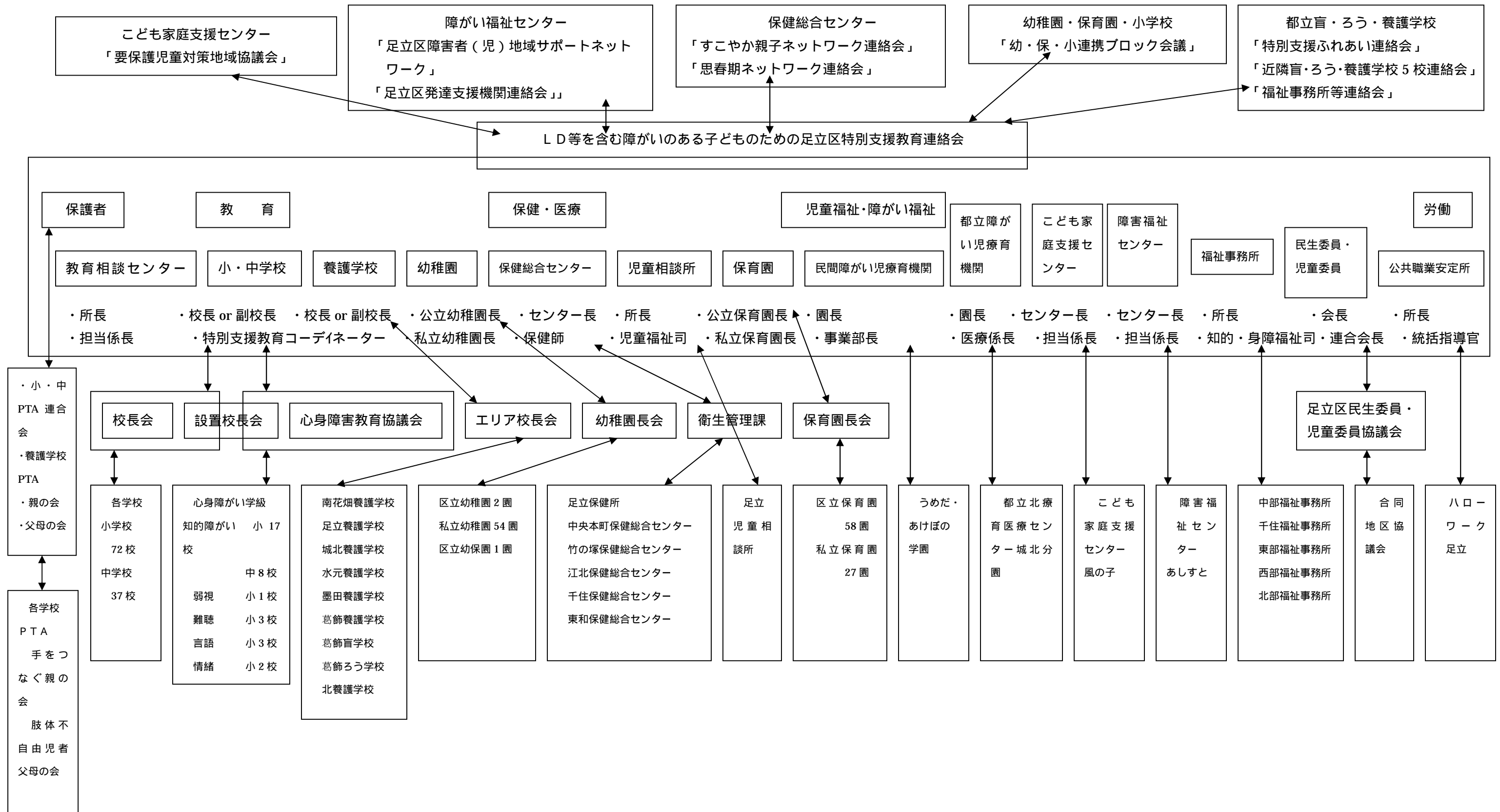
就学相談を経て就学した児童・生徒の保護者は、様々な不安を感じていたり、就学した児童・生徒自身も様々な困難を感じていたりすることがある。このような不安や困難に対しては、就学相談を就学相談後の支援や、在学中の相談につなげていくことが重要である。

また、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒については、就学後、環境が変ることをきっかけに、集団に適応することが難しいことを示す場合があり、こうした児童・生徒の在学中の相談体制の充実を図っていく必要がある。

さらに、小学校から中学校への進学や、中学校卒業後の進路等にかかわる不安や困難を解消するための相談の充実も重要である。

そこで、学校内におかれる特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー、専門家訪問相談、特別支援教育連絡会を有機的に機能させ、小学校就学前や中学校卒業後を視野に入れた、在学中の相談体制の充実を図ることが必要である。

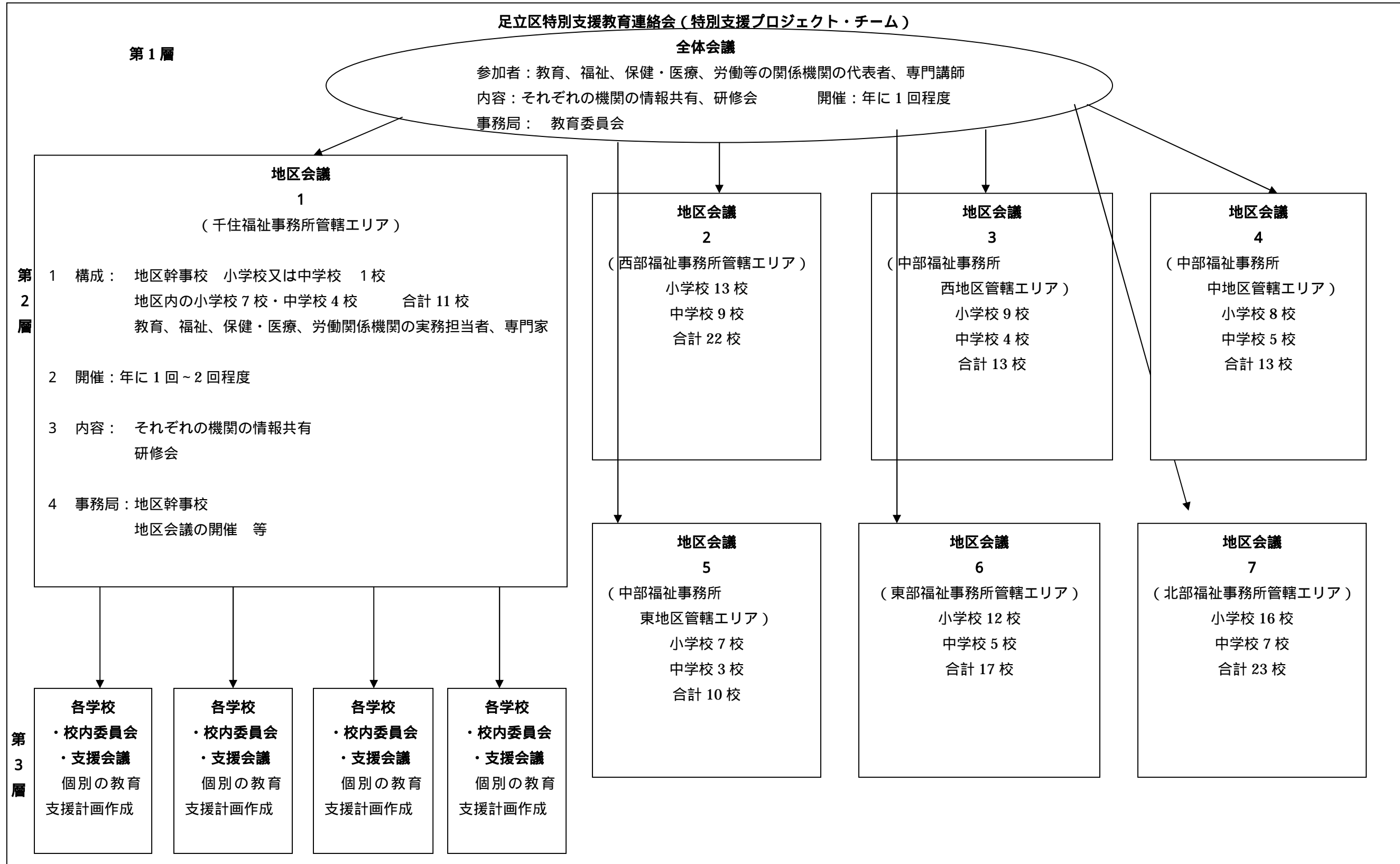
足立区特別支援教育連絡会（特別支援プロジェクト・チーム）構想の関係機関一覧



足立区特別支援教育連絡会の三層構造図（7つの地区会議）

LD等を含め障がいのある児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、教育、保健・医療、福祉・労働等の連携に基づく相談支援体制を整備する。

足立区を7つの地区に分ける。障がいのある本人やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加期まで、地域で連続した支援を受けることができるようにするためには、特に福祉サービス（福祉事務所、こども家庭支援センター、障害福祉センター等）とのつながりが大切である。このために、地区割りは福祉事務所管轄エリアを基本として分ける。



第7章 教職員の専門性及び資質の向上

特別支援教育に関する教職員の専門性及び資質を向上していくためには、計画的・継続的な研修・研究が重要である。そこで管理職及び教員自らが情熱と使命感をもって主体的・意欲的に研修・研究に取り組む体制づくりが必要である。これまで心身障がい教育とかかわりの薄かった教職員を含め国や都の動向を踏まえて特別支援教育の理解と啓発、専門的な研修を計画的に行っていくことや特別支援教育に関する相談や教育情報提供を推進していくことが求められる。

1 特別支援教育に関する研修・研究の充実

コーディネーター養成研修

初任者研修及び10年経験者研修において特別支援教育に関する研修を位置づける。

小・中学校の管理職、主幹・主任に対する特別支援教育研修

通常の学級担任に対する特別支援教育研修

巡回支援・巡回指導担当者やティーチングアシスタント等に対する特別支援教育研修

小・中学校の特別支援教育担当教員に対する特別支援教育研修

2 校内研修や合同研修の充実

一人ひとりの教員が教育現場で日常的・継続的に研修・研究を推進することが重要である。そこで校内における日常的・継続的な研修の充実を図る目的で校内体制を整備する。

また、盲・ろう・養護学校及び小・中学校とのエリアや地域の状況に応じたグループ間での合同研修・研究の実施や障がい種別ごとなど様々な形態での研修・研究を推進していく。夏季休業中を活用した研修・研究等研修時期等の工夫の検討も推進していく。

3 「LD・ADHD・高機能自閉症等の指導・支援～特性に応じた指導・支援マニュアル～」の活用と充実

教員が特別な配慮を要する児童・生徒への指導をより効果的に推進できるように、このマニュアルの活用を推進していく。

第8章 児童・生徒及び保護者・区民の理解啓発

1 児童・生徒の理解啓発

特別支援教育は、一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な指導や支援を通して必要な教育を行うものである。従って、通常の学級も含めたすべての学級及び学校が障がいのある児童・生徒の教育の場となる。

そこで、各学校においては、全教育活動をとおして、児童・生徒に人権教育や障がい者の理解にかかわる教育を進め、障がいの有無にかかわらず、児童・生徒が互いを認め合い、支えあうようにすることが重要である。

特に、障がいのある児童・生徒の理解については、教職員の理解や指導の姿勢が児童・生徒に大きく影響することに十分留意して、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めることが重要である。

特別支援学校との交流及び共同学習を推進し、相互理解を深めていくことが必要である。

2 保護者・区民の理解啓発

今後、社会全体が、LD等を含め障がいのある児童・生徒のライフステージに応じた適切な支援をしていくことができるよう、区、関係機関・団体、保護者等が密接な連携を図り、小・中学校の通常の学級の保護者・区民への理解啓発活動を進める必要がある。

東京都では、通常の学級の担任や保護者に対し、特別支援教育の概要等理解啓発に関するリーフレット等を作成・配布し、また研修会を実施している。

足立区においても、特別支援教育を円滑に推進していくために、保護者や区民を対象とした特別支援教育の概要やLD・ADHD・高機能自閉症等の理解に関するリーフレットを作成・配布し、説明会等も実施する。

小・中学校のPTAや開かれた学校づくり協議会等様々な関係機関と密接な連携を図り、広く保護者・区民への特別支援教育の推進についての理解啓発活動を進める必要がある。

第9章 特別支援教育における個人情報保護の在り方

1 校内での取扱い

平成17年4月1日、個人情報保護に関する法律が全面施行された。それに伴い「足立区個人情報保護条例」が改正され、個人情報に対する意識が高まっている。

その区の条例に基づき、特別支援教育を推進するにあたり、小・中学校で「就学支援シート」「個別指導計画」「個別の教育支援計画」等について、情報収集や保管方法、保管場所、閲覧方法、支援会議で話された内容の扱い等の規程を作成し、校内で周知していくとともに保護者に説明する必要がある。

2 小・中学校と支援機関との取扱い

小・中学校は保有する個人情報を適正に取扱い、児童・生徒及び保護者の権利・利益を保護しなければならない。「足立区個人情報保護条例」では、学校外への個人情報の持ち出しは本人同意があるときや、区の機関内に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由がある場合とされている。

小・中学校は支援機関との取扱いの規程を設け、個人情報保護に努めることが必要である。

3 個人情報に対する意識

「就学支援シート」「個別指導計画」「個別の教育支援計画」等の情報はすべて、本人が地域でよりよく生活するためのものであり、その権利・利益を侵がいはならないという立場を尊重し、慎重に取り扱う意識を常にもつことが重要である。小・中学校は情報を預かり、本人のために活用するという意識をもち、個人情報を慎重に取り扱うことが大切である。

第10章 特別支援教育の推進にかかる今後の検討課題

1 「特別支援教室（構想）」の実現に向けて

特別支援教室が目指しているシステムの制度化については、弾力的な運用が可能となる制度を検討する必要がある。その際には、現行の学級編成を基本とする公立学校の教職員配置システムとの関連を検討していく必要がある。

2 LD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒に対する具体的な指導内容・方法について

特別な場で指導及び支援をする制度的位置付けを含めて、現行制度の見直しが必要である。その際に、特別の教育課程を編成して指導することが適当なものの範囲・要件や、具体的な指導内容・方法について検討していく必要がある。

3 個別の教育支援計画及び個別指導計画について

個別の教育支援計画については、今後、小・中学校も含めた策定の推進を検討するとともに、関係機関と連携した効果的な運用方法を確立する必要がある。また、今後の運用状況を踏まえつつ、個別指導計画と併せて学習指導要領等への位置付けを行うことや、就学相談・指導や卒業後の就労支援における活用などを検討していく必要がある。

4 特別支援教育コーディネーターの在り方について

可能な限りコーディネーターとしての校務に専念できるよう必要な配慮が行われるようにすることや、いじめや不登校等に対応する小・中学校の生徒指導体制の整備と関連付けた活用も含め、一層の効果的・効率的運用など、その在り方を引き続き検討していく必要がある。

5 就学相談・指導の在り方について

LD等の新たなニーズにこたえるため、より一層、早期からのきめ細かい就学支援が必要である。児童・生徒の特別支援教室での量的、質的な教育ニーズの把握と教育内容への反映等の役割についても、検討していく必要がある。

用語の説明

(注1) LD [学習障がい] (Learning Disabilities) の定義 (平成11年7月「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障がいとは、基本的には全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推測されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(注2) ADHD [注意欠陥/多動性障がい] の定義 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder) (「国の協力者会議最終報告」参考資料より抜粋)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(注3) 高機能自閉症の定義 (High-Functioning Autism) (「国の協力者会議最終報告」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(注4) 「等」はアスペルガー症候群を含む。(「国の協力者会議最終報告」参考資料より抜粋)

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言語の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障がいに分類されるものである。

(注5) 発達障害者支援法及び同法の政省令における発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいとされている。

これらには、従来からの特殊教育の対象となっている障がいが含まれるほか、小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒が有するLD、ADHD、高機能自閉症等も含まれる。

(注6) 特別支援プロジェクト

特別支援プロジェクトとは、LD等を含め障がいのある児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、各市町村を基礎的な単位とした教育、保健・医療、福祉・労働等の連携に基づく相談支援体制である。乳幼児期と学齢期、学齢期と卒業後の生活が円滑に移行できるよう、支援の目標・内容・方法とともに、ライフステージに応じた関係機関の役割や連携の在り方を示す個別の支援計画を提供することを目指す必要がある。(「東京都の最終報告」)

足立区は、特別支援プロジェクトを特別支援教育連絡会とする。

(注7) 個別の教育支援計画

教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うことを目的として、LD等を含め障がいのある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。(「国の協力者会議最終報告」)

(注8) エリア・ネットワーク構想

全都を複数のエリアに分割し、エリア内の盲・ろう・養護学校や小・中学校等々の教育機関と保健・医療、福祉、労働等の関係機関が、それぞれの専門性に立脚したネットワークを構築する「特別支援教育システム」のこと。(「東京都の最終報告」)

(注9) 通級による指導については、児童生徒の障がいの状態に応じた指導の充実を図るため、指導時間数の弾力化を図るとともに、平成18年度より新たに対象となるLD・ADHDの児童生徒に対する指導時間数が定められた。あわせて、情緒障害の分類を整理し、「自閉症等」の者を独立の号として規定された。(学校教育法施行規則の一部改正する省令、平成18年4月1日施行)

(注10) 副籍

都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍を置くこと。(「東京都の最終報告」)

(注11) 地域指定校(副籍を置く学校)

盲・ろう・養護学校の児童・生徒が住所を有する地域を学区(原則的には通学区域)とする小・中学校で、学齢期における地域との関係を継続するため副籍を置く学校として指定する学校のこと。(「東京都の最終報告」)

(注12) 交流及び共同学習

小学校学習指導要領解説総則編では、「障がいのある幼児・児童・生徒との交流は、児童が障がいのある幼児・児童・生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを

学ぶ場であると考えられる。」と述べられている。また、障害者基本法第14条の3では、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされている。

(注13) 居住地校交流

都立盲・ろう・養護学校に在籍する小学部・中学部の児童・生徒のうち、校長、保護者、主治医等が十分協議し、実施可能と判断された者について、児童・生徒一人一人の障がいの状態に応じて、その子どもたちの経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるために、居住地の小・中学校と十分協議し、必要に応じて都及び区町村教育委員会が調整する。(参考 東京都教育委員会 平成16年9月「平成16年度居住地の小・中学校における個別の交流ガイドライン(試案)」)

(注14) 個別の引継ぎ支援計画

小学校から中学校、中学校から高校等へ移行するときに、本人・保護者のニーズを取入れて学校と支援機関等が作成する計画のこと。(足立区独自の計画)

「個別の移行支援計画」は、職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の社会参加・自立を支援するため、学校と労働機関、民間企業等が連携・協力して作成する計画のこと。(「東京都の最終報告」)

(注15) 療育プログラム

就学前の療育機関等において作成される個別のプログラムのこと。指導員、保育士、心理士、機能・言語訓練士、医療等の様々な分野の専門家が携わって作成される。(「東京都の最終報告」)

(注16) 就学支援計画

児童・生徒の障がいの状態に応じた最もふさわしい教育を保障するために、就学前の療育機関の職員や区市町村教育委員会の担当者、小学校や盲・ろう・養護学校教員等の連携に基づいて作成する計画のこと。

これまで、連携を困難にしてきた原因の一つである個人情報の共有と管理に十分注意を払う必要がある。情報の引継ぎや共有に当たっては、就学支援計画を作成することに対する保護者の理解を得ること、関係機関の引継ぎ内容を保護者が確認すること、保護者を交えたケース会議を実施することなど、特別支援プロジェクトによる支援ネットワークを利用することに対して保護者の理解を得ておくことが大切である。(「東京都の最終報告」)

參考資料

足立区特別支援教育検討委員会設置要綱

平成 16 年 12 月 28 日

教 育 長 決 定

(設置)

第 1 条 足立区における特別支援教育の在り方について検討を行うため、足立区教育委員会事務局に足立区特別支援教育検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

(1) 特別支援教育の実施に向けた心身障害教育の現状と課題に関すること。

(2) 足立区における特別支援教育の在り方に関すること。

(3) その他特別支援教育に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、会議を主催する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 委員会は、専門的な事項の調査・検討等をするため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成及び運営に関しては、委員会が定める。

(意見聴取)

第 6 条 委員会及び部会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、教育長へ最終検討結果の報告のあった日の翌日までとする。

(事務局)

第 8 条 委員会の庶務を処理するため、事務局を学務課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

別表（足立区特別支援教育検討委員会設置要綱 第3条関係）

NO	所属役職名等
1	教育事業担当部長
2	教育政策課長
3	施設管理課長
4	福祉管理課長
5	衛生管理課長
6	学力向上推進室長
7	学務課長
8	教育指導室長
9	教職員課長
10	教育相談センター所長
11	担当指導主事
12	小学校長 6名以内
13	中学校長 6名以内
14	養護学校長

足立区特別支援教育検討委員会名簿

平成 18 年 7 月 31 日現在

NO	所 属 役 職 名 等	氏 名	役職名	期 間
1	教育委員会事務局次長	石川 純二	委員長	H16.12.28 - H17.3.31
2	教育委員会事務局教育改革推進担当部長	江口 由紀夫	副委員長	H16.12.28 - H17.3.31
3	教育委員会事務局教育事業担当部長	鈴木 章	委員長	H17.4.1 - H18.3.31
4	教育委員会事務局教育事業担当部長	斉藤 幸枝	委員長	H18.4.1 -
5	教育委員会事務局教育政策課長	根本 優	副委員長	H17.4.1 -
6	教育委員会事務局施設管理課長	中田 善樹	委 員	
7	福祉部福祉管理課長	岡野 進	〃	H17.4.1 -
8	衛生部衛生管理課長	田口 実	〃	H17.4.1 -
9	教育委員会事務局学力向上推進室長	榎本 誠司	〃	H17.4.1 - H18.3.31
10	教育委員会事務局学力向上推進室長	市川 保夫	〃	H18.4.1 -
11	教育委員会事務局学務課長	中川 秋美	〃	H16.12.28 - H18.3.31
12	教育委員会事務局学務課長	中村 敏夫	〃	H18.4.1 -
13	教育委員会事務局教育指導室長	伊藤 俊典	〃	
14	教育委員会事務局教職員課長	西野 和之	〃	H16.12.28 - H17.3.31
15	教育委員会事務局教職員課長	和田 順二	〃	H17.4.1 -
16	教育委員会事務局教育相談センター所長	儘田 政弘	〃	H16.12.28 - H18.3.31
17	教育委員会事務局教育相談センター所長	菅谷 守利	〃	H18.4.1 -
18	教育委員会事務局指導主事	浮津 健史	〃	H16.12.28 - H17.3.31
19	教育委員会事務局指導主事	高松 政則	〃	H17.4.1 - H18.3.31
20	教育委員会事務局統括指導主事	冠木 健	〃	H18.4.1 -
21	興本扇学園校長 (H16.12.28 - H18.3.31 興本小学校長)	砥柄 敬三	〃	
22	千寿青葉中学校長	花岡 恵三	〃	
23	平野小学校長(知的障害学級設置校)	永島 國雄	〃	
24	弥生小学校長(言語障害・難聴学級設置校)	太田 勝彦	〃	
25	蒲原中学校長 (H16.12.28 - H18.3.31 第十三中学校長 (知的障害学級設置校))	犬塚 喜久男	〃	
26	花保中学校長(情緒障害学級設置校)	伊藤 雄二	〃	
27	都立南花畑養護学校長	土井 富夫	〃	H16.12.28 - H17.3.31
28	都立南花畑養護学校長	櫻井 博	〃	H17.4.1 -
29	都立城北養護学校長	伴 亭夫	〃	H16.12.28 - H17.3.31
30	都立城北養護学校長	土井 富夫	〃	H17.4.1 -

第 専門部会「エリアネットワーク・特別支援プロジェクト等専門部会」名簿

平成 18 年 7 月 31 日現在

NO	区 分	所 属 役 職	氏 名	期 間
1	部会長 検討委員会委員	学務課長	中川 秋美	H16.12.28 - H18.3.31
2	部会長 検討委員会委員	学務課長	中村 敏夫	H18.4.1 -
3	副部会長 検討委員会委員	教育相談センター所長	儘田 政弘	H16.12.28 - H18.3.31
4	副部会長 検討委員会委員	教育相談センター所長	菅谷 守利	H18.4.1 -
5	検討委員会委員	都立南花畑養護学校長	櫻井 博	
6	検討委員会委員	平野小学校長（知的障害学級設置校）	永島 國雄	
7	検討委員会委員	花保中学校長（情緒障害学級設置校）	伊藤 雄二	
8	福祉・保健関係	障害福祉センター就労促進訓練係長	境 博義	
9		障害福祉センター幼児発達支援係主事	近藤 謙二郎	H16.12.28 - H18.3.31
10		障害福祉センター幼児発達支援係長	佐々木 圭子	H18.4.1 -
11		衛生管理課計画調整係長(平成 17 年度 中央本町保健総合センター地域保健係長)	吉岡 京子	
12		児童関係	保育課千住保育園長	森河 正子
13	保育課保育指導担当係長		増田 京子	
14	元宿幼稚園長		越山 めぐみ	H16.12.28 - H18.3.31
15	鹿浜幼稚園長		飯塚 慶子	H18.4.1 -
16	療育機関	うめだ・あけぼの学園 地域生活支援部長	市川 奈緒子	
17	区教育委員会	教育相談センター教育相談担当係長	荘司 章也	
18	区立学校	花畑小学校教諭（知的障害学級）	染谷 明子	
19		栗島中学校教諭（知的障害学級）	田中 伸枝	
20		寺地小学校教諭	伊東 直美	
21		第七中学校教諭	中村 光伸	
22	都立養護学校	都立南花畑養護学校教諭 特別支援教育コーディネーター	田村 光江	
23		都立城北養護学校教諭 特別支援教育コーディネーター	田中 穰	H16.12.28 - H18.3.31
24		都立城北養護学校教諭 特別支援教育コーディネーター	川添 泰久	H18.4.1 -

25		都立足立養護学校教諭 特別支援教育コーディネーター	細矢 めぐみ	H16.12.28 - H18.3.31
26		都立足立養護学校教諭 特別支援教育コーディネーター	深井 敏行	H18.4.1 -
27	保護者等	都立南花畑養護学校PTA会長	瀬田 明美	
28		都立城北養護学校PTA会長	鈴木 真理子	H16.12.28 - H18.3.31
29		都立城北養護学校PTA会長	堤 君代	H18.4.1 -
30		都立足立養護学校PTA副会長	小野寺由美子	
31		区立小学校PTA連合会会長 (西新井第一小学校PTA会長)	市村 智	
32		区立中学校PTA連合会委員 (平成17年度西新井中学校PTA会長)	大柴 たけみ	
33		足立区手をつなぐ親の会学級部長	鎗田 綾子	
34		足立区肢体不自由児者父母の会副会長	戸川 恵美子	H16.12.28 - H18.3.31
35		足立区肢体不自由児者父母の会副会長	鈴木 真理子	H18.4.1 -
36		事務局	学務課特別支援教育対策担当係長	大山 美紀子
37	学務課心身障害就学担当係長		折原 正治	
38	教育相談センター教育相談係長		小島 継男	
39	教育政策課教育政策担当係長		山崎 弘孝	
40	学務課特別支援教育対策担当係		法安 幸代	H18.4.1 -

第 専門部会「特別支援教育体制整備等専門部会」名簿

平成 18 年 7 月 31 日現在

NO	区 分	所 属	氏 名	期 間	
1	部会長 検討委員会委員	興本扇学園校長 (H16.12.28 - H18.3.31 興本小学校長)	砥柄 敬三		
2	副部会長 検討委員会委員	学務課長	中川 秋美	H16.12.28 - H18.3.31	
3	副部会長 検討委員会委員	学務課長	中村 敏夫	H18.4.1 -	
4	検討委員会委員	施設管理課長	中田 善樹		
5	検討委員会委員	教職員課長	和田 順二		
6	検討委員会委員	蒲原中学校長 (H16.12.28 - H18.3.31 第十三中学校長 (知的障害学級設置校))	犬塚喜久男		
7	区立学校	湍江小学校教諭 (知的障害学級)	石島 隆子	H17.4.1 - H17.11.30 H18.4.1 -	
8		千寿桜小学校教諭 (知的障害学級)	須山 幸雄	H17.12.1 - H18.3.31	
9		第一中学校教諭 (知的障害学級)	秋山 泰明		
10		千寿本町小学校教諭 (言語障害難聴学級) (平成 17 年度弥生小学校)	吉野 朝子		
11		五反野小学校教諭 (弱視学級)	松田 清美		
12		保木間小学校教諭 (情緒障害学級)	吉田 司		
13		第十中学校教諭 (情緒障害学級)	海川 政子		
14		平野小学校教諭	山本 利枝		
15		湍江小学校教諭 (平成 17 年度中島根小学校)	菅谷 和子		
16		第十四中学校教諭	成沢 緑		
17		第五中学校主幹 (平成 17 年度花保中学校)	西尾ひとみ		
18		事務局	学務課特別支援教育対策担当係長	大山美紀子	
19			学務課心身障害就学担当係長	折原 正治	
20			学務課特別支援教育対策担当係	伊藤 愛	H18.4.1 -

第 専門部会「特別支援教育における教育内容・方法、副籍制度等専門部会」名簿

平成 18 年 7 月 31 日現在

NO	区 分	所 属	氏 名	期 間
1	部会長 検討委員会委員	教育指導室長	伊藤 俊典	
2	副部会長 検討委員会委員	学力向上推進室長	榎本 誠司	H16.12.28 - H18.3.31
3	副部会長 検討委員会委員	学力向上推進室長	市川 保夫	H18.4.1 -
4	検討委員会委員	指導主事	高松 政則	H16.12.28 - H18.3.31
5	検討委員会委員	統括指導主事	冠木 健	H18.4.1 -
6	検討委員会委員	都立城北養護学校長	土井 富夫	
7	検討委員会委員	弥生小学校長（言語障害・難聴学級設置校）	太田 勝彦	
8	検討委員会委員	千寿青葉中学校長	花岡 恵三	
9	区立学校	六木小学校教諭（知的障害学級）	千葉 平三	
10		東綾瀬中学校教諭（知的障害学級）	末武美智子	
11		千寿本町小学校教諭（言語障害難聴学級）	石川 桂子	
12		辰沼小学校教諭（情緒障害学級）	岡坂 賢一	
13		花保中学校教諭（情緒障害学級）	田鹿 時子	
14		西新井小学校教諭 （平成 17 年度東栗原小学校）	渡部 裕美	
15		淵江中学校教諭	相馬 明美	
16		教育委員会	学務課就学係長	小林久仁男
17	都立養護学校	都立南花畑養護学校特別支援教育コーディネーター	田村 光江	
18		都立城北養護学校特別支援教育コーディネーター	白戸 明美	
19		都立足立養護学校進路指導専任教諭	岡田 朗	
20	事務局	学務課特別支援教育対策担当係長	大山美紀子	
21		学務課心身障害就学担当係長	折原 正治	
22		指導主事	浅見 賢司	H16.12.28 - H18.3.31
23		指導主事	川上 晋	H18.4.1 -
24		学務課特別支援教育対策担当係	法安 幸代	H18.4.1 -

足立区特別支援教育検討委員会等の審議経過

1 足立区特別支援教育検討委員会の審議経過

第1回 平成17年2月3日(木)

国及び東京都の報告内容の確認
都立城北養護学校の取り組み状況の報告
情報交換

第2回 平成17年3月29日(火)

課題の確認
部会の設置

第3回 平成17年6月30日(木)

各部会の検討報告
東京都特別支援プロジェクト(就学支援)推進モデル事業(以下「都特別支援モデル事業」という。)の受託報告

第4回 平成17年11月9日(水)

各部会の検討内容の確認
「都特別支援モデル事業」の進捗状況報告
平成18年度区リーディングプロジェクト推進事業計画案検討

第5回 平成18年3月1日(水)

足立区特別支援教育検討委員会の中間報告
「足立区の特別支援教育の在り方について」(中間報告)(案)の審議
足立区特別支援教育検討委員会の中間報告会について

第6回 平成18年7月31日(月)

足立区特別支援教育検討委員会の最終報告
「足立区の特別支援教育の在り方について」(最終報告)(案)の審議

2 専門部会の審議経過

(1) 第 専門部会「エリアネットワーク・特別支援プロジェクト等専門部会」

第1回 平成17年5月18日(水)

検討課題の確認
課題についての意見交換

第2回 平成17年7月7日(木)

特別支援プロジェクトについて
エリアネットワークについて

「都特別支援モデル事業」の足立区計画案について
第3回 平成17年7月25日(月)

特別支援プロジェクトについて

「都特別支援モデル事業」の足立区計画案について

第4回 平成17年9月5日(月)

課題提供者(東京都自閉症・発達障害者支援センター職員)から発達障がい者(児)の相談事例からみる特別支援教育に期待することについて発表

特別支援プロジェクトの役割について意見交換

「都特別支援モデル事業」の「就学支援シート」案について

第5回 平成17年10月31日(月)

足立区特別支援プロジェクト・チーム案について

エリアネットワーク「都立盲・ろう・養護学校と小・中学校の連携」について

特別支援教育の理解啓発について

第6回 平成18年1月16日(月)

足立区特別支援教育検討委員会中間報告(素案)について

第7回 平成18年7月3日(月)

「足立区の特別支援教育の在り方について」(最終報告)(案)について

(2) 第 専門部会「特別支援教育体制整備等専門部会」

第1回 平成17年4月28日(木)

検討課題の確認

校内委員会について

特別支援教育コーディネーターについて

特別支援教室の在り方について

第2回 平成17年5月31日(火)

校内委員会(要綱)(案)について

特別支援教室の在り方について

第3回 平成17年6月23日(木)

「足立区立 学校特別支援教育委員会要綱(案)」について

特別支援教室の在り方について

「都特別支援モデル事業」の足立区計画案について

第4回 平成17年7月27日(水)

「足立区立 学校特別支援教育委員会要綱(案)」について

平成18年度区モデル事業にについて(案)

「都特別支援モデル事業」の足立区計画案について

第5回 平成17年8月22日(月)

平成18年度区モデル事業について(案)
足立区の特別支援教室の在り方について

第6回 平成17年9月29日(木)

平成18年度区モデル事業について(案)
足立区の特別支援教室の在り方について

第7回 平成17年11月7日(月)

平成18年度区モデル事業について(案)
足立区の特別支援教室の在り方について

第8回 平成17年12月22日(木)

平成18年度区モデル事業について(案)
足立区の特別支援教室の在り方について
足立区の特別支援教育全体構想(案)について

第9回 平成18年1月12日(木)

足立区特別支援教育検討委員会中間報告(素案)について

第10回 平成18年7月10日(月)

「足立区の特別支援教育の在り方について」(最終報告)(案)について

(3) 第 専門部会「特別支援教育における教育内容・方法、副籍制度等専門部会」

第1回 平成17年8月24日(水)

検討課題の確認

「都特別支援モデル事業」の足立区計画案について

第2回 平成17年9月12日(月)

個別指導計画について

「都特別支援モデル事業」の足立区計画案について

第3回 平成17年9月20日(火)

足立区の個別指導計画様式等(案)について

(仮称)発達課題別指導上のQ&Aマニュアルの作成について

第4回 平成17年10月27日(水)

足立区の個別指導計画様式等(案)について

(仮称)発達課題別指導上のQ&Aマニュアルの作成について

第5回 平成17年11月14日(月)

足立区の個別指導計画様式等(案)について

(仮称)発達課題別指導上のQ&Aマニュアルの作成について

交流教育の充実及び副籍について

第6回 平成17年12月19日(月)

(仮称)発達課題別指導上のQ&Aマニュアルの作成について

交流教育の充実及び副籍について

第7回 平成18年1月17日(火)

足立区特別支援教育検討委員会中間報告(素案)について

第8回 平成18年6月20日(火)

「足立区の特別支援教育の在り方について」(最終報告)(案)について

(4) ワーキンググループ会議

「都特別支援モデル事業」の「就学支援シート」について 平成17年8月11日(木)

平成18年6月20日(火)

平成18年度区モデル事業について 平成17年11月21日(月)

平成17年11月28日(月)

平成18年2月16日(木)

足立区立____小(中)学校特別支援教育委員会要綱(案)

平成 年 月 日
決定

(目的)

第1条 この要綱は、足立区立____小(中)学校に足立区立____小(中)学校特別支援教育委員会(以下「特別支援教育委員会」という。)を設置することにより、LD、ADHD、高機能自閉症等を含む特別な教育的支援を必要とする児童(生徒)(以下「特別な教育的支援を必要とする児童(生徒)」という)の適切かつ円滑な教育や就学指導等を図ることを目的とする。

(特別支援教育委員会の役割)

第2条 特別支援教育委員会の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特別な教育的支援を必要とする児童(生徒)の就学指導(転学及び通級)に関すること。
- (2) 特別支援教育に関わる校内研修や事例検討会の実施に関すること。
- (3) 特別な教育的支援を必要とする児童(生徒)の実態把握及び指導の手だてや配慮事項の検討に関すること。
- (4) 個別指導計画の作成、評価、見直しに関すること。
- (5) 特別支援教育についての保護者の理解・啓発に関すること。
- (6) 学校内外の教育的資源の活用に関すること。
- (7) 校内における指導・支援体制の整備に関すること。
- (8) その他、特別支援教育の校内体制整備に関すること。

(委員)

第3条 学校長は、次の構成員をもとに各学校の状況を勘案して特別支援教育委員会の委員にあてる。

- (1) 学校長
- (2) 副校長
- (3) 主幹
- (4) 各主任
- (5) 養護教諭
- (6) 担任
- (7) 特別支援教育コーディネーター
- (8) その他、学校長が必要と思う者(学年担任、教育相談担当教諭、前担任、スクールカウンセラー等)

(特別支援教育コーディネーターの指名および役割)

第4条 学校長は、特別支援教育コーディネーター(以下「コーディネーター」という)を指名する。

2 コーディネーターの役割は、次の事項とする。

- (1) 特別支援教育委員会の企画、運営に関する事。
- (2) 校内児童・生徒の実態把握、担任支援に関する事。
- (3) 保護者への対応、支援に関する事。
- (4) 関係機関や専門家等との連絡・調整に関する事。
- (5) 個別指導計画の作成・実施への支援に関する事。
- (6) その他、特別支援教育の校内体制整備に関する事。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 特別支援教育委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長は学校長とする。
- 3 副委員長は副校長とする。
- 4 委員長は、特別支援教育委員会を招集し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第 6 条 特別支援教育委員会は、月に 1 回または必要に応じて開催する。

(委任)

第 7 条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

「個別指導計画(平成17年度作成版)」作成上のポイントについて

- 1 理解のために実態を把握する。
 - (1) 児童・生徒の基礎的情報を収集する。
 - (2) 児童・生徒の教育的ニーズを調査する。

児童・生徒の興味・関心やこれからの生活の関する願いを調査して把握する。
保護者の願いや希望を把握する。

- 2 指導課題の焦点化

目標は3年間を通した長期目標と1年間の学年目標及び半期の目標を設定する。

 - (1) 長期目標 3年間を視野に入れた課題ごとの目標
 - (2) 学年目標 1年間を視野に入れた課題ごとの目標
 - (3) 短期目標 長期及び学年の目標を受けて半期や单元ごとに達成するステップとしての目標
 - (4) 具体的な目標

- 3 「個別指導計画」作成の留意点
 - (1) 多方面からの情報収集のための役割を校内関係者で分担する。
 - (2) 課題のリストアップの手順を明確化する。
 - (3) 長期目標、学年目標、短期目標を設定する校内の関係者を組織化する。
 - (4) 個別の指導計画の様式や内容等の統一化を図る。
 - (5) 計画の作成、次年度へ確実に引き継ぐための時間、場所を確保する。

- 4 評価の観点項目を明確にする。
 - (1) 目標に対してスモールステップ化した指導内容を評価の観点に取り込み、その達成状況を評価する。
 - (2) 「個別指導計画」と通知票との関連性を持たせることで保護者への説明の機会を得ることができる。柔軟に指導計画の見直し等を図っていく。
 - (3) 妥当性・客観性のある評価の観点や評価規準を設定する。
 - (4) 児童・生徒が獲得した「生きる力」としての技能や知識等を評価する個人内評価を重視する。
 - (5) 計画、導入、展開、終結に至る教師の対応、長期目標、授業の指導目標および指導の手だてが適切で有効であったか検討する。

児童・生徒の支援方法の検討、個別指導計画の作成にあたっては、「通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒の特性の指導・支援 - 特性に応じた指導・支援マニュアル - 」(平成18年3月1日 足立区教育委員会発行)をよくお読みください。

(平成17年度版)



子どもには、さまざまな個性があり、豊かな可能性があります。興味のもち方や物事へのこだわり方、友達とのかかわり方など様々です。

小学校等への入学を迎え、幼稚園・保育園・療育機関や家庭などで今まで大切にしてきたことや、小学校等に引き継ぎたいことがあれば教えてください。

一人ひとりのお子さんが、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について、みんなで一緒に考えていきましょう。

お子さんのお名前	フリガナ		
保護者のお名前	フリガナ		
作成機関名 (1)		記入者	
作成機関名 (2)		記入者	

足立区教育委員会

以下、1、2、3については幼稚園、保育園、療育機関の方が、4については保護者の方が記入してください。

1 成長・発達に関すること

成長・発達	作成機関名1 ()	作成機関名2 ()
健康・身体について		
日常生活について		
人とのかかわりについて (友達や大人とどのようにかかわっているか等)		
集団への参加について (集団参加への配慮事項)		
意思疎通の方法 (言語・指示の理解、要求の伝達方法等)		
遊びや製作のようす (好きな課題、苦手な課題等)		
性格、行動について		

2 指導内容・方法の工夫や配慮などに関すること

作成機関名 1 ()	作成機関名 2 ()

3 就学後も引き続き教育的支援が必要と思われる内容や配慮事項、希望などに関すること

作成機関名 1 ()	作成機関名 2 ()

4 就学後の生活に関する家庭の意向など（保護者の方が記入してください）

学校生活	
その他	

私は、以上の内容を了解し、「特別支援教育連絡会」に相談する場合に使用することについて同意します。

平成 年 月 日 氏名 _____

就学支援シートってなに？

「就学支援シート」はお子さんの豊かで楽しい学校生活のために、保護者と就学前機関（幼稚園、保育園、療育機関等）がともに作成する計画です。

「就学支援シート」は、お子さん一人ひとりの成長・発達の歩みを大切に、学校生活へのスムーズな移行を支援します。



お子さんのできること、得意なこと、好きなこと、よいところなどを引き継ぎます。

お子さんが意欲的に学習に取り組むことのできる指導のヒント、教材・教具の工夫、声かけや介助の仕方などを引き継ぎます。

お子さんがちょっと苦手なこと（環境）や、学校生活において配慮や支援が必要なことを引き継ぎます。

就学後の生活に関する保護者の意向等を伝えます。

この「就学支援シート」をもとに

学校は、保護者との個別面談を行います。

学校は、幼稚園・保育園・療育機関との引継ぎを行います。

学校は、「個別指導計画」（「個別の教育支援計画」）を作成します。

学校生活で悩んだときには、クラスの担任や学校の特別支援教育コーディネーターに相談し、必要があれば医療・保健、福祉、教育の関係者で構成する

「特別支援教育連絡会（プロジェクト・チーム）」が相談に応じます。

問合せ先：足立区特別支援プロジェクト（就学支援）推進モデル事業事務局

足立区教育委員会事務局 学務課 特別支援教育対策担当

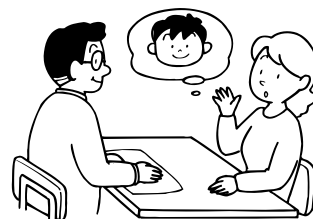
電話：直通 3880-5920 FAX：3880-5606

E-MAIL：gakumu@city.adachi.tokyo.jp

就学支援シートの作成・活用の流れ

(平成17年度版)

- 1 教育委員会が、保護者への説明を行い「就学支援シート」をお渡しします。



保護者が持参



- 2 幼稚園または保育園の先生方が記入します。
記入した内容について、月末頃までには、保護者にご確認いただきます。



保護者が持参



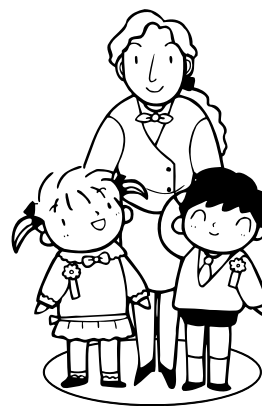
- 3 療育機関等の先生方が記入します。
記入した内容について、月末頃までには、保護者にご確認いただきます。



保護者が持参



- 4 保護者が記入し、就学する予定の学校に提出します。
「就学通知」が届いた後、学校へ連絡のうえ、「就学通知」と「就学支援シート」の提出をお願いします。



保護者が持参










- 5 学校は、保護者との個人面談及び幼稚園等との引継ぎ会を実施し、個別の指導計画を作成します。

* 作成・活用の過程を通じて、個人情報の保護・管理を徹底します。

「就学支援シート」を記入してくださるみなさまへ

各学校では、「就学支援シート」をもとに、保護者と協力して「個別指導計画」を作成します。「個別指導計画」作成するにあたり、お子さんの成長・発達のようにや学習指導のヒントなどを教えてください。

-  1 お子さんのよいところ、伸びたところ、できること、得意なこと、好きなこと、お子さんが楽しい学校生活を送ることができるヒントを教えてください。
-  2 お子さんに合わせて工夫した指導内容や教材・教具、声かけや介助・補助の仕方など、お子さんが意欲的に学習に取り組むことのできる指導法の工夫、落ち着いて学習に取り組むことのできる環境設定の工夫などについて教えてください。
-  3 お子さんがどうしても苦手なことや環境、人のタイプ、情緒が不安定になったときの対応の方法など、学校生活において配慮が必要なことがあれば教えてください。
-  4 お子さんのよりよい成長・発達のために、学校に入学してからも引き継いで欲しいと思う指導内容があれば教えてください。
-  5 この様式のすべての欄に記入しようとなさなくても結構です。ここだけは、というポイントがあれば教えてください。
-  6 また、この様式だけでは不十分と思われる場合には、必要に応じて関係資料を添付していただいてもかまいません。お子さんが楽しい学校生活を送ることができるよう、いろいろなことを教えてください。
-  7 最後に一つだけ。この書類は保護者の方もご覧になります。記入に当たっては、保護者のお気持ちに配慮した表現・記述をお願いします。

よろしくをお願いします。

問合せ先：足立区特別支援プロジェクト（就学支援）推進モデル事業事務局
足立区教育委員会事務局 学務課 特別支援教育対策担当
電話：直通 3880-5920 FAX：3880-5606
E-MAIL：gakumu@city.adachi.tokyo.jp

足立区における特別支援教育の在り方について（報告）

編集・発行 足立区教育相談センター
足立区竹の塚二丁目 25 番 21 号
TEL 03-3850-8801（代表）

e-mail : kyo-soudan@city.adachi.tokyo.jp
URL : <http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

発行年月日：平成 18 年 7 月 31 日

改訂年月日：平成 20 年 12 月 17 日

印刷物登録番号： 18-771